



広報

FUKAURA

ふかうら

No.367

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

深浦町生きいき健康福祉祭のお知らせ

町では、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々に敬愛すること等を目的に次のとおり「生きいき健康福祉祭」を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため参加される方に一部制限を設けて開催することとなりましたのでご了承願います。

◆日時

9月17日（木）
10時30分～13時

◆場所

深浦町民体育館（広戸）

◎「ダイヤモンド婚・金婚」の顕彰

◆対象夫婦（基準日…令和2年9月15日）

◆ダイヤモンド婚（結婚60年）

・昭和34年9月16日から昭和35年9月15日までに婚姻届を届出されたご夫婦

◆金婚（結婚50年）

・昭和44年9月16日から昭和45

年9月15日までに婚姻届を届出されたご夫婦

※対象となられるご夫婦には7月下旬に招待状を送付します。対象になると思われるものの、まだ招待状が届いていない場合は、お手数ですが福祉課まで連絡くださるようお願いいたします。

◎「米寿」（88歳）の顕彰

◆対象者

◆令和2年度中に満88歳になる方

・昭和7年4月1日から昭和8年3月31日までに生まれた方

※対象となられる方には7月下旬に招待状を送付します。

◆新型コロナウイルス感染症対策について

顕彰対象以外の高齢者の方の参加については、会場の収容人数と3密を避けることを考慮した結果、参加を見合わせていただくこととなりましたので、各老人クラブ及び一般参加者については募集いたしませんのでご了承願います。

また、アトラクションにつきましても同様の理由から中止する

こととなりました。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の動向等により開催内容の変更等がある場合がありますので、あらかじめご了承願います。

◆申込締切

8月20日（木）

□申込・問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係
Tel 74-22117

令和2年度深浦町平和祈念祭開催中止のお知らせ

令和2年度の深浦町平和祈念祭については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し開催を中止いたします。

何とぞ、ご理解とご了承くださいますようお願いいたします。

□申込み・問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係
Tel 74-22117

**初級
消防職採用試験の
「案内」**

鱒ヶ沢地区消防事務組合では、「初級消防職」の採用試験を実施します。採用人数は、若干名となっております。

申込期限は7月27日(月)までです。受験を希望される方は忘れずにお申込みください。詳しくは、鱒ヶ沢地区消防事務組合ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

◆受験資格

・昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による、高等学校卒業以上または令和3年3月卒業見込みの者

・身長基準、概ね身長160cm以上、体重50kg以上、矯正視力を含み両眼で0.7以上など

◆申込時間

8時15分～17時
(土・日・祝日を除く)

□問合せ・申込み先

鱒ヶ沢地区消防事務組合

消防本部 総務課
Tel 72-4527

納税のお知らせ

7月31日(金)は、固定資産税(2期)及び国民健康保険税(1期)の納期限です。

納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先

税務課 収納係
Tel 74-2114

給与所得者の個人住民税は全て「特別徴収」となります

給与所得者(従業員)の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者(事業主)が給与から特別徴収(天引き)により納入することとされています。

このため、西北地域2市5町と西北地域県民局県税部では、原則

として全ての事業主の方に特別徴収を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、市(町)が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年12回のため普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるという納税の便宜を図る目的があります。

□問合せ先

税務課
Tel 74-2114

**ごみの不法投棄と
野焼きの禁止について**

◆ゴミの不法投棄について

最近、海岸や農道・林道沿いの

斜面などへのゴミの不法投棄が目立っています。

家庭から出る一般ゴミ、ジュース・ビール缶、家電製品、田畑で使用した農業用資材等様々なゴミが捨てられています。

不法投棄による罰則は「5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金」が科せられますので絶対やめましょう。

※町では不法投棄対策として、監視カメラを導入します。

◆野焼きの禁止について

まだ「自家焼却」や「野焼き」をしているのが見受けられます。ダイオキシン類が発生して、人体や環境に悪影響を及ぼすこととなります。

野焼きによる罰則は「5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金」が科せられますので絶対やめましょう。

□問合せ先

町民課
Tel 74-2115

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

町では、下水道が整備されていない地域においても快適な生活ができるよう、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽へ設置替え（新築含む）する費用の一部を補助しています。

◆補助限度額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、以下に定める額を上限とします。

- ・ 5人槽 352,000円
- ・ 7人槽 441,000円
- ・ 10人槽 588,000円

※合併処理浄化槽の人槽の算定人員については、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 330212000）』によるものとします。

※なお、この基準から住宅の延べ面積により人槽の算定人員を判断していますが、対象となる住宅の使用水量や、居住人員が少ない場合、その使用状況及び生活状況を考慮して人槽の規模を縮小す

ることがあります。

（例）延べ面積130㎡以上の住宅の場合でも、日平均水道使用量が1㎡未満で、居住人員が1〜2人世帯は5人槽となる場合があります。

※詳細については問合せください。

◆建物の用途

住宅（店舗等の併用住宅の場合は、2分の1以上が居住部分であること。）

◆対象区域

公共下水道及び漁業集落排水処理区域以外の地域

◆その他

- ① 町税等を滞納していないこと
- ② 工事着工前に申請手続が必要です。（設置後は対象となりません。）
- ③ 対象期間

7月から令和3年2月末に工事を完了するもの。
※その他の詳細事項やご不明な点などがありましたら、水道課下水道係へ問合せください。

□問合せ先

水道課 下水道係
TEL 74-4416

国民年金保険料の免除・猶予制度をご存知ですか

国民年金では、所得が少ないなど、保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。また、学生の方は「学生納付特例制度」、出産の際の免除には「産前産後期間の保険料免除制度」があります。

◆保険料免除制度とは

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など保険料を納めることが困難な場合は、申請することにより納付が免除されます。免除には、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

◆納付猶予制度

学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

◆学生納付特例制度とは

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

◆産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間保険料が免除されます。期間は、出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の保険料が免除されます。

◆申請の際、お持ちいただくもの

- ① 保険料免除制度・保険料納付猶予制度
- ・ 年金手帳、印鑑、失業をした場合は、離職票、雇用保険受給者証の写し。
- ② 学生納付特例制度
- ・ 在学証明書または学生所の写し。
- ③ 産前産後期間の保険料免除制度
- ・ 母子手帳等確認ができるもの。

□問合せ先

町民課
TEL 74-2115
弘前年金事務所
TEL 0172-27-1339

献血バス巡回の

お知らせ

血液製剤は保存期限が短く、常に確保しておくには年間通じての献血が必要不可欠となります。

献血は、健康な方なら誰でもできる身近なボランティアです。血液を必要としている方にあなただけの元気を分けてくださるようご協力をお願いします。

◆日程

7月22日（水）

黄金崎不老ふ死温泉

9時～10時

深浦町役場

11時～13時

新深浦町漁協大戸瀬本所

15時～16時

◆献血にあたってのご案内

・当日は朝食や昼食を摂ってください。

・献血の種類は400mL全血献血のみとなります。

・ご協力いただくためには、男女とも体重50kg以上が必要となります。

ます。

・高血圧・高脂血症・花粉症などの薬を服用されていても献血可能となりました。これら以外の薬についても当日お薬手帳などを持参いただくと献血の可否をお調べします。

□問合せ先

健康推進課

Tel 82-10288

令和2年度 甲種防火管理新規講習 再講習のご案内

◆新規講習開催日

9月3日（木）～9月4日（金）

（2日間）

◆再講習開催日

9月2日（水）

◆開催場所

五所川原市中央四丁目130番地

番地

五所川原地区消防事務組合

消防庁舎 2階会議室

（施設内全面禁煙となっております。）

◆受付期間

8月3日（月）～8月21日（金）

（土日及び祝日を除く。8時15分～17時）

◆申請書の配布並びに申請先

① 鯉ヶ沢地区消防事務組合

深浦消防署

Tel 74-2994

② 鯉ヶ沢地区消防事務組合

深浦消防署 岩崎分署

Tel 77-2119

※ 鯉ヶ沢地区消防事務組合ホームページからダウンロードできます。

(<http://ajigasawafd.jp>)

◆受講料

無料。ただし、テキスト代（税込）が新規講習では3,750円、再講習では1,540円が必要となります。（テキスト代は当日講習会場で販売し、代金と引換えになりますので、お釣りのないようお願いします。）

□問合せ先

鯉ヶ沢地区消防事務組合

消防本部 予防警防課

Tel 72-4527

農地パトロール（農地利用状況調査）お知らせ

深浦町農業委員会では、毎年1回、農地法第30条に基づき、荒廃農地の発生防止や解消、違反転用の防止と早期発見のため、町内全ての農地の利用状況について巡回し、調査を実施します。農地所有者や農地を借りて耕作されている方は、草刈りを行う等農地の適正な管理をお願いします。遊休農地及び、遊休農地化のおそれがある農地所有者等に対しては、「利用意向調査」を実施させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

◆調査地域

深浦町全域

◆調査期間

7月下旬～9月上旬まで

◆調査者

深浦町農地利用状況調査員

※調査に際し、農地所有者の立ち会いは不要です。

□問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

**無免許、無許可でのワナ
設置は違法です**

無免許、無許可でワナを設置することは違法です。（ネズミ捕り、モグラ捕りは除く）有害鳥獣捕獲目的でワナを設置する場合は、ワナ猟狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲許可を得なければ、自分の敷地内であっても違法となります。

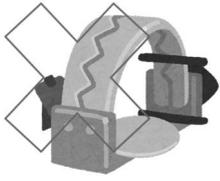
また、使用するワナについても規制があります。（トラバサミや針金を使用しにくくりワナなどは、原則として使用禁止）

違反した場合、鳥獣保護管理法により1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられますので、このような行為は絶対にしないでください。

□問合せ先

農林水産課

Tel 74-44411



**ご存知ですか？
食中毒予防の3原則**

ウイルスや細菌をつけない・増やさない・殺菌する

―つけない―

食品、手指、調理器具はしっかりと洗う。

食品の保存容器はふたやラップフィルムをする。

―増やさない―

料理は手早く、できた料理はすぐに食べる。

すぐに食べない時は、冷蔵庫で保存する。

―殺菌する―

十分に加熱する。

調理器具は、こまめに消毒する。

□問合せ先

五所川原保健所

Tel 0173-34-2108

**青森県営農高等学校
令和3年度学生募集**

青森県営農高等学校では、令和3年度入校生を募集します。

◆修業年限 2か年

◆募集人員

畑作園芸課程・果樹課程・畜産課程あわせて定員50名

◎出願資格

◆推薦募集

①高校若しくは中学を卒業した者、または令和3年3月に卒業見込の者

②出身の高等学校校長または中等教育学校長の推薦を得た者

◆一般募集

①高校若しくは中学を卒業した者、または令和3年3月に卒業見込の者

②前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

◆願書受付期間

①推薦選考

9月30日(水)～10月14日(水)

17時必着

②一般募集

11月4日(水)～11月18日(水)

17時必着

◆試験日・内容

①推薦選考 11月6日(金)

作文・面接

②一般募集 12月11日(金)

国語総合・数学Ⅰ・作文・面接

◆合格発表

①推薦選考 11月16日(月)

②一般募集 12月21日(月)

◆経費等

入校検定料 2,200円

入校後の1年間の修学経費は、授業料118,800円、諸経費320,000円～780,000円です。

□問合せ先

青森県営農高等学校教務研修課

Tel 0176-62-3112

**中小企業の「残業規制」
適用開始**

今年4月より、中小企業についても「時間外労働の上限規制」が適用されています。規制内容の説明や利用できる助成金の案内などについて、専用相談窓口をご利用ください。

□専用相談窓口

五所川原労働基準監督署

労働時間相談・支援班

Tel 0173-35-2309

(平日8時30分～17時15分)

深浦町会計年度任用職員採用試験のお知らせ

町では次のとおり会計年度任用職員を募集します。

- 受付期間 7月17日（金）～7月30日（木）まで【消印有効】
- 試験日 8月6日（木）
- 試験会場 面接試験：深浦町役場3階 大会議室

1 募集職種一覧

区分	試験区分	職務内容	受験資格	①勤務時間 ②週勤務日数 ③勤務場所	報酬(給料) 基準額	募集人員
1 行2	A-1 特別支援教育支援員	専門事務 (教育上特別な支援を要する児童生徒への学習や学校生活支援等)	資格不要	①8:00～16:00 ②週5日 ③各小・中学校	日額 6,722円～	若干名
2 行3	A-2 特別支援教育支援員		教育職員 普通免許 (第一種)	※年間40週程度 夏季・冬季休業 期間は勤務なし	日額 7,329円～	
3 労1	B 学校調理員	町内3小学校での給食調理	資格不要	①8:00～16:00 ②週5日 ③各小学校 ※年間40週程度 夏季・冬季休業期間は勤務なし	日額 6,283円～	1名

2 全職種勤務条件等共通事項

任用期間	令和2年8月20日から令和3年3月31日まで
休暇	年次休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として産前・産後休暇、介護休暇、看護休暇等が取得できます。
給与	<p>①報酬 報酬の額は、常勤職員の給料月額を定める行政職の給料表を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定されます。※上記の一覧を御確認ください。 (支給要件に応じ、通勤費分費用弁償、期末手当を支給。退職手当等は支給されません。)</p> <p>②その他 時間外勤務または休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算または手当が支給されます。</p>
社会保険	雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者となります。
条件付採用	1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。 (月の勤務日数が15日に満たない場合は、日数が15日に達するまで延長)
その他	原則として、正職員と同じく地方公務員法が適用されます。また、条例等の改正により勤務条件等については、変更される場合があります。

3 受験資格

◎地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 深浦町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験日及び方法等

試験日	試験区分	試験方法	試験会場（集合場所）
8月6日（木）	※日時等詳細については個別に通知します	面接試験	深浦町役場 3階 大会議室

5 受験手続

提出書類	①受験申込書（希望する区分及び試験区分を必ず記載してください。） ②面接カード ③資格取得を証明する書類の写し（受験資格に記載がある職種）
受付期間	7月17日（金）から7月30日（木）まで 【消印有効】 ①持参の場合 8時15分から17時まで（土・日・祝日除く） ②郵送の場合 封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きしてください。
申込及び 問合せ先	深浦町教育委員会教育課 学務係 〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2 TEL 0173-74-4419

※①受験申込書、②面接カードについては、深浦町ホームページからダウンロードするか、深浦町教育委員会、岩崎支所、大戸瀬支所で配布します。



深浦診療所行き患者送迎バスの運行日変更のお知らせ

8月3日（月）から一部の地区について、下記のとおり深浦診療所行き患者送迎バスの運行日が変更になりますのでお間違えのないようにお願いします。なお、大戸瀬方面の地区は変更ありません。

○変更前 ※令和2年7月31日まで

松原地区	運行日：火曜日	
地区	停車場所	発車時刻
松原	スクールバス停	8:30
深浦診療所着		9:00

東野地区	運行日：水曜日	
地区	停車場所	発車時刻
東野	児玉吉俊宅前	8:50
	スクールバス停 (竹越久男宅向かい)	8:52
深浦診療所着		9:00

○変更後 ※令和2年8月3日から

松原地区 東野地区	運行日：月曜日	
地区	停車場所	発車時刻
松原	スクールバス停	8:30
東野	児玉吉俊宅前	8:50
	スクールバス停 (竹越久男宅向かい)	8:52
深浦診療所着		9:00

※発車時刻は変更ありません。

○変更前 ※令和2年7月31日まで

深浦地区	運行日：（午前）月火水※現在休止 （午後）月～金		
地区	停車場所	休止中	月～金
岡町	深浦中学校前	9:10	14:00
	地藏様前	9:11	14:01
	消防屯所前	9:12	14:02
	工藤理容店前	9:13	14:03
浜町	深浦郵便局前	9:16	14:06
	菊地商店前	9:17	14:07
川原町	元城館前	9:20	14:10
崎の町	旧深浦商工会前	9:22	14:12
	夕陽公園前	9:25	14:15
5区	原田電気工業所前	9:26	14:16
	深浦駅前	9:27	14:17
苗代沢	大岩前	9:28	14:18
	深浦森林事務所前	9:29	14:19
深浦診療所着		9:33	14:23

○変更後 ※令和2年8月3日から

深浦地区	運行日：（午前）月 （午後）火～金		
地区	停車場所	月	火～金
岡町	深浦中学校前	9:10	14:00
	地藏様前	9:11	14:01
	消防屯所前	9:12	14:02
	工藤理容店前	9:13	14:03
浜町	深浦郵便局前	9:16	14:06
	菊地商店前	9:17	14:07
川原町	元城館前	9:20	14:10
崎の町	旧深浦商工会前	9:22	14:12
5区	夕陽公園前	9:25	14:15
	原田電気工業所前	9:26	14:16
苗代沢	深浦駅前	9:27	14:17
	大岩前	9:28	14:18
	深浦森林事務所前	9:29	14:19
深浦診療所着		9:33	14:23

※発車時刻は変更ありません。

○変更前 ※令和2年7月31日まで

岩崎地区	運行日：月・水・金	
地区	停車場所	発車時刻
大間越	津梅川スクールバス停	8:20
	大間越駅前	8:22
黒崎	旧いわさき南小学校前	8:26
	スクールバス停	8:27
松神	松神駅前	8:30
	須藤商店前	8:31
森山 正久	森山バス停	8:34
	きらら保育園前	8:36
	秋穂商店前	8:37
岩崎	岩崎支所前	8:39
	岩崎駅前	8:40
岩崎中	モリピアわきもと前	8:41
岩崎下	丸山橋	8:42
	玉坂橋	8:43
沢辺	沢辺駅前十字路	8:46
	旧消防屯所前	8:48
	旧秋岩商店前	8:49
舩作	スクールバス停	8:56
	月屋入口	8:57
横磯	小福浦集会所前	8:58
	きへい荘前	8:59
	旧紀本商店前	9:01
深浦診療所着		9:14



○変更後 ※令和2年8月3日から

岩崎地区	運行日：水・金	
地区	停車場所	発車時刻
大間越	津梅川スクールバス停	8:20
	大間越駅前	8:22
黒崎	旧いわさき南小学校前	8:26
	スクールバス停	8:27
松神	松神駅前	8:30
	須藤商店前	8:31
森山 正久	森山バス停	8:34
	きらら保育園前	8:36
	秋穂商店前	8:37
岩崎	岩崎支所前	8:39
	岩崎駅前	8:40
岩崎中	モリピアわきもと前	8:41
岩崎下	丸山橋	8:42
	玉坂橋	8:43
沢辺	沢辺駅前十字路	8:46
	旧消防屯所前	8:48
	旧秋岩商店前	8:49
舩作	スクールバス停	8:56
	月屋入口	8:57
横磯	小福浦集会所前	8:58
	きへい荘前	8:59
	旧紀本商店前	9:01
深浦診療所着		9:14

※発車時刻は変更ありません。

- 問合せ先 深浦診療所
- 電話 0173-82-0337

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

この制度は、母子（父子）家庭等の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の福祉を増進する福祉制度です。

手当の支給は、所得による支給制限があります。手当を請求する者（父、母又は養育者）もしくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給しません。

◎児童扶養手当

■支給対象

手当を受けることができる方は、次の条件のいずれかにあてはまる18歳以下の児童を養育している方（父母、又は父母に代って児童を養育している方）です。（児童が政令で定める障害の状態にあるときは20歳まで）

- ・ 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害状態にある児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※この他の支給要件もあります。

■次の場合は支給されません

- ・ 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ・ 児童や、父、母又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ・ 父、母が婚姻している時（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情あるときを含みます。）
- ・ 児童が父（母）と生計を同じくしているとき（母（父）に養育されている場合）

■手当額月額（令和2年4月～）

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	10,190円加算	10,180円～5,100円
3人以上	1人につき6,110円加算	6,100円～3,060円

■支給回数

2か月分ずつ年6回支給（1, 3, 5, 7, 9, 11月）にそれぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。）

◎特別児童扶養手当

■支給対象

国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは父母に代わって養育している人に支給します。

特別児童扶養手当1級

- ・ 身体障害者手帳のおおむね1級・2級程度に該当するもの（内部的疾患を含む）
- ・ 療育手帳の判定がA程度の知的障害者または同程度の精神障害がある場合

特別児童扶養手当2級

- ・身体障害者手帳のおおむね3級程度に該当するもの（内部的疾患を含む）
- ・療育手帳の判定がB程度の知的障害者または同程度の精神障害がある場合

■次のような場合、手当は支給されません

- ・児童福祉施設等に入所しているとき
- ・児童が障害を理由とする公的年金を受けることができるとき

■手当額月額（令和2年4月～／1人当たり）

1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

□問合せ先 福祉課 子育て支援係
TEL 74-2117

ふかうら文学館図書室 新着本のお知らせ

■一般書

書名	編著者等	書名	編著者等
流浪の月	風良 ゆう	デジタルデモクラシーがやってくる！	谷口 将紀
ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	ブレイディみかこ	先生も大変なんです いまどきの学校と教師のホンネ	江澤 隆輔
クスノキの番人	東野 圭吾	北岳山小屋物語	樋口 明雄
私にとっての介護	岩坂書店編集部	金足農業、燃ゆ	中村 計
スゴ母列伝	堀越 英美	最終版 気くばりのすすめ	鈴木 健二
流人道中記 上	浅田 次郎	いつでも母と	山口 恵以子
流人道中記 下	浅田 次郎	弁護士アイゼンベルク 突破口	アンドレアス・フェーア
70歳のたしなみ	坂東 眞理子	誤作動する脳	樋口 直美
凶犬の眼	柚月 裕子	MISSING 失われているもの	村上 龍
斎藤氏四代	木下 聡	バカの国	百田 尚樹
猫を棄てる	村上 春樹		

ご希望の本が町内施設に無い場合には、他市町村の図書館から取り寄せて借りることができます。

図書は文学館のほか、大戸瀬支所・岩崎支所でも貸出、返却が可能です。

□問合せ先 ふかうら文学館 TEL 84-1070

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、福祉課で手続きしてください。

■保険料について

(1) 令和2・3年度保険料について

保険料算定のもととなる保険料率（均等割額・所得割率）は、青森県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しが行われます。医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、令和2・3年度の保険料率は次のとおりとなります。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額 [被保険者全員が納める額]	40,514円	<u>44,400円</u>
所得割率 [所得に応じて納める率]	7.41%	<u>8.30%</u>

◎保険料の計算式

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料 〔・賦課限度額は64万円〕 〔・100円未満は切り捨て〕
------	---	------	---	--

基礎控除後の所得（※1）×8.30%

（２）令和２年度保険料の軽減措置について

■所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和２年度は次のとおりとなります。

令和元年度		令和２年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
３３万円以下	８．５割	３３万円以下	7.75割
３３万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額８０万円以下（その他の各種所得がない）	８割	３３万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額８０万円以下（その他の各種所得がない）	7割
３３万円＋（２８万円×被保険者の数）以下	５割	33万円＋（ <u>28.5万円</u> ×被保険者の数）以下	５割
３３万円＋（５１万円×被保険者の数）以下	２割	33万円＋（ <u>5.2万円</u> ×被保険者の数）以下	２割

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから２年間は、均等割額が５割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い均等割の軽減（7.75割軽減、7割軽減）が受けられます。

（３）保険料の減免等について

災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

□問合せ先

福祉課 TEL 74-2117

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL 017-721-3821

深浦町ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

妊産婦さんが特定の疾患の治療や特定の出産、生まれた後に入院が必要となったお子さんの面会などのために、周産期母子医療センターへ通院または入院する際に必要な、交通費や宿泊費の一部を助成する事業です。

■助成対象者

町に住所があり、かつ、申請対象となる全期間及び交付申請時、居住実態のある方で、下記に該当される方。

- ①妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院もしくは入院している。
- ②産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）、GCU（新生児治療回復室）に入院しているお子さんの面会などをするために母子医療センターへ通院している。

■助成内容

年度内（4月1日～翌年3月31日）に発生した交通費、宿泊費等について、1回の分娩につき上限100,000円まで助成します。

ただし、通院や入院等が年度を超える場合、3月31日までに年度内の費用について申請し、翌年度のものは再度年度中に申請することになります。

■助成の対象となる期間

- (1) 助成対象者①に該当する方
診療のために通院または入院、待機宿泊を開始した日から、通院または入院等が終了する日まで（最大産後6週間まで）
- (2) 助成対象者②に該当する方
お子さん（新生児）がNICUまたはGCUに入院した日から退院した日まで（最大産後2ヶ月まで）
- (3) 助成対象者①、②両方に該当する方
①と②の期間を比較していずれか遅い日まで

■申請に必要なもの

- (1) 深浦町ハイリスク妊産婦アクセス支援助成交付申請書（様式第1号）
- (2) 青森県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金内訳書（様式第2号）
- (3) NICU・GCU面会状況報告書（様式第3号）
※助成対象者②の場合のみ必要 [病院が記入する用紙]
- (4) 診療明細書または領収書の写し（母子健康手帳に記録されている日以外でハイリスク妊娠・分娩に係る疾患の受診をした場合、他科でハイリスクに係る疾患で受診した場合）
- (5) 交通費にかかる領収書（タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用した場合）
- (6) 宿泊費にかかる領収書（待機宿泊等があった場合のみ必要）
- (7) 母子健康手帳の写し（診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- (8) 通帳（妊産婦本人名義）
- (9) 印鑑

手続の流れ

助成対象者①または②を満たす。

対象となる（なるかもしれない）場合、健康推進課へご連絡ください。

健康推進課で申請書類を受け取る。（または、町ホームページよりダウンロード）

病院へ申請書類を提出。

出産後、またはお子さんがNICU（GCU）からの退院時、病院から書類を受け取る。

必要書類を添え、町に申請。

町より交付決定の有無の通知。

交付が決定された方に、後日口座振り込みで支払い。

【ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当の疾患について】

- 1 妊娠22週から32週未満の早産（早産するまで）
- 2 妊娠高血圧症候群重症の患者
- 3 前置胎盤（妊娠28週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。）
- 4 妊娠30週未満の切迫早産の患者であって、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮または軟化のいずれかの兆候を示しかつ以下のいずれかを満たすものに限る。
 - (イ) 前期破水を合併したもの
 - (ロ) 羊水過多症または羊水過少症のもの
 - (ハ) 経膈超音波検査で子宮頸管長が20mm未満のもの
- (ニ) 切迫早産の診断で他の医療機関より紹介または搬送されたもの
- (ホ) 早産指数(tocolysis index)が3点以上のもの
- 5 多胎妊娠
- 6 子宮内胎児発育遅延
- 7 胎児に何らかの疾患が認められた者
- 8 心疾患（治療中のものに限る。）
- 9 糖尿病（治療中のものに限る。）
- 10 甲状腺疾患（治療中のものに限る。）
- 11 腎疾患（治療中のものに限る。）
- 12 膠原病（治療中のものに限る。）
- 13 特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）
- 14 白血病（治療中のものに限る。）
- 15 血友病（治療中のものに限る。）
- 16 出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）
- 17 HIV陽性
- 18 Rh不適合
- 19 当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術（腹腔鏡による手術を含む。）を行った患者または行う予定のある患者
- 20 精神疾患（当該保険医療機関において精神療法を実施している者または他の保険医療機関において精神療法を実施している者であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。）
- 21 40歳以上の初産婦
- 22 分娩前のBMIが35以上の初産婦者
- 23 常位胎盤早期剥離
- 24 双胎間輸血症候群
- 25 早産歴（妊娠22週～妊娠36週までの出産歴）がある者

□問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288
FAX 82-0693

十二湖の森“青池”周辺の苔観察会

深浦町民対象の健康づくりと十二湖の森体験シリーズ「十二湖の森“青池”周辺の苔観察会」を開催します。

青森県で記録されているコケの寿類は約700種類とされています。

十二湖の森ではどんなコケがあるのか津軽植物の会・澤田満先生を講師にお迎えし、青池を中心にコケの観察をしながら十二湖の自然を再確認してみましょう。

- 日 時 7月25日（土）
 午前10時～12時

- 人 数 10名

- 締切日 7月22日（水）

- 集合場所 白神十二湖エコ・ミュージアム
 午前9時20分までに集合

- 日 程 受付、検温、開会式、バスでキヨロロまで移動
 観察散策約2時間、キヨロロからエコへバス移動
 解散

- 参加料 500円（講師料、保険代、バス代等）

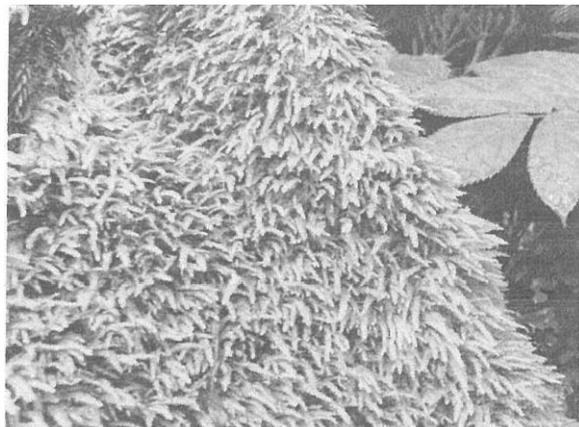
- 持ち物 ウォーキングに適した服装、履物、雨具、飲み物、カメラ等
 ルーペはお貸しします

□申込み・問合せ先

白神十二湖エコ・ミュージアム

TEL 77-3113

FAX 77-3114



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



* 画面イメージ

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

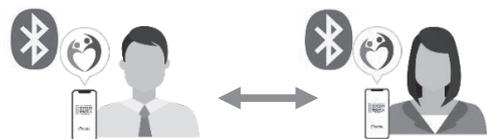
(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはなりません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

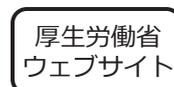
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



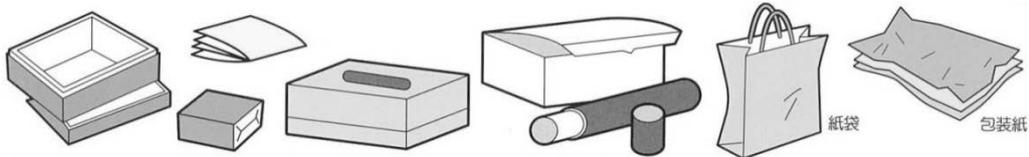
雑紙（ざつがみ）回収チャレンジしてみませんか？

この事業は、「雑紙専用回収袋」に、分別した雑紙を集めて、各地区の「その他の紙」回収日に出すという、リサイクルの一連の流れを通して分別の意識を高めることを目的に実施されますので、この機会にチャレンジしてみてください。

■雑紙の種類について

雑紙（ざつがみ）とは商品の箱や封筒・名刺などに使われた紙のことです。

- お菓子の箱
- ティッシュの箱
- 紙袋、包装紙
- 靴等の空箱
- など



※雑紙回収チャレンジでは、深浦町での分別「その他の紙容器」に分類されるもののほか、「名刺」、「封筒」などの紙類を加えたものが対象です。※ビニール類ははがしてください。

■「雑紙専用回収袋」の出し方について

○深浦町では、雑紙は指定ごみ袋に入れて出すこととなっていますが、この「雑紙専用回収袋」で出された場合、指定ごみ袋は不要です。（雑紙専用回収袋を縦にひも（ビニールひも可）で束ねるか、取っ手を中央から切ってひもの代わりとして束ねるなど中身がこぼれないようにしてください）

いっぱいになったら「その他の紙」の回収日に出してください。

市販の紙袋等を使用したものは回収しません。

■雑紙専用回収袋の配布先

○役場町民課、岩崎支所、大戸瀬支所で無料配布します。

※雑紙専用回収袋の無料配布は、数量限定のためなくなり次第終了します。

■問合せ先

町民課 町民生活係 TEL 74-2115

雑紙専用回収袋



クマに注意!!

昨年も町内ではツキノワグマの出没が相次ぎ、襲撃による人身被害も発生しました。初夏から秋にかけては、クマが広い範囲でエサを求めて最も活発に行動しますので、行楽や山菜採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

クマに出会わない、
呼び寄せないために

鈴や笛、ラジオなどを身につけ、音を出しながら行動する

クマの足跡や糞などを見つけた場合は、先には進まず引き返す

必ず2人以上で行動し、単独で山には入らない

飲食物や飲食物の空容器等を野外に捨てない、置かない

早朝、夕方はクマが活発に行動する時間なので注意する

収穫しない栗や柿、胡桃などの放任果樹は伐採する



クマに出会ってしまったら



後ずさりしながら静かに立ち去る

大声を上げたり、石を投げたりして刺激しない、背中を見せて走らない

子グマを見ても決して近寄らない(近くに親熊がいる可能性有り)

★クマを目撃しましたら深浦町農林水産課までご連絡ください。
深浦町鳥獣被害防止対策協議会
(事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411)

白神岳避難小屋を守ろうプロジェクト

2020年7月 青森県深浦町

白神岳避難小屋 ネーミングライツ・パートナー募集

世界自然遺産白神山地の主峰「白神岳」に鎮座

標高1,235mの白神岳山頂付近に、県内外から訪れる登山者の安全を守る避難小屋が建っています。この避難小屋は、白神山地が世界自然遺産に登録される以前、白神岳が山岳誌で紹介されたことをきっかけに登山者が増える一方で、遭難事故が増加するようになったことから、山を愛する地元の有志が中心となって全国から寄附金を募るとともに、自治体からの補助金によって建設されました。

以降、地元有志によって維持管理がなされてきましたが、白神山地が世界自然遺産に指定されて大幅に登山者が増えたことから、2005年4月に深浦町が管理を引き継ぎました。

その後、2005年8月と2019年10月の2度にわたって大規模修繕を行い、特に2019年の修繕の際にはふるさと納税制度を活用して寄附金を募ったところ、全国から多数の寄附金が寄せられました。

深浦町は、10年後、20年後、50年後においても登山者の安全を守るため、事業に共感くださる企業と一緒にこの避難小屋を末永く守っていきたいと考え、施設の維持管理のための財源確保に向けて、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

また、当該施設を基礎とした官民連携事業を展開することで、相互発展を図っていきたいと考えておりますので、ご応募のほど、よろしくお願い申し上げます。

《ネーミングライツとは》

公共施設の名称に「企業名や商品ブランド名を付与する権利」のことをいい、「命名権」とも呼ばれます。

- ◆募集期間 令和2年7月13日(月)～8月7日(金)
- ◆契約期間 令和2年9月1日～令和5年8月31日(3年間)
- ◆命名権料 最低価格を年額66万円(税別)に設定し、応募に際しての提案額にて決定します。
- ◆費用負担 (深浦町)施設への表示板設置、町HPや観光パンフレット等によるPR
(企業)ネーミングライツ料、自社HPや販促物等によるPR
- ◆表示条件 利用者の混乱を避けるため、愛称は「白神岳〇〇避難小屋」とします。
※〇〇に、企業名や商品ブランド名などの愛称が入ります。
- ◆募集詳細 深浦町ホームページにてご確認ください。



修復して新しくなった白神岳避難小屋(2019年10月撮影)

